

公益財団法人 伊豆保健医療センター 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年3月1日 ～ 平成33年2月28日までの5年間

2. 内容

目標1: 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
(1) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
(2) 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の運営
(3) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>・男性の育児休業取得について周知をするとともに取得促進を図る。
・労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知
・育児休業中の労働者に対し、復帰後の配属先等について、所属長と事務局企画管理課にて面談を行う。
・労働者が利用できる事業所内託児所の充実運営。
・出産育児休業取得案内を作成し、職員に配布し周知を図る。

目標2: 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
(1) 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
(2) 短時間正職員の制度の定着

<対策>・職員が利用しやすい短時間勤務制度の拡大を図る。
・ノー残業デーの実施及び変形労働時間制の有効的活用。
・リフレッシュ休暇の連続取得、各部署ごとに年休取得奨励日を設定する。

以上